

定

- 一、親子兄弟夫婦を始め諸親類に志たしく下人等にいたる迄これをあはれむべし主人ある輩ハをのく其奉公に精を出すべき事
  - 一、家業を専尔し憚る事なく万事其分限に過べからざる事
  - 一、いつハリをなし又ハ無理をいい惣じて人の害になるべき事を春べからざる事
  - 一、博奕の類一切に禁制の事
  - 一、喧嘩口論を儉しミ若し其事ある時みだりに出合べから須手負たるものかくし置べからざる事
  - 一、鉄炮狼に打応らず若し違犯の者あらバ申出べし隠し置他所よりあらハるゝにおゐてハ其罪重かるべき事
  - 一、盜賊悪党の類あらバ申出応し急度御ほうび下さるべき事
  - 一、死罪行はる々者ある時馳集るべからざる事
  - 一、人賈買かたく停止春但し男女の下人或は永年季或ハ譜代に召置事ハ相對に任春べき事
- 附
- 譜代の下人又ハ其所に住來る輩他所へ罷越妻子をもち有付候もの呼返すべから須但し罪科ある者は制外の事
- 右條々可相守之
- 若於相背者可被行罪科者や

正徳元年六月日

奉行